

## 年金裁判の「移送」申立に対する抗議文

国・厚生労働省は、鳥取・徳島地裁に提訴した年金裁判に対して、広島・高松地裁への移送申立てをした。これは行政訴訟で国民が裁判を受ける権利を行政の都合を優先し、不当に妨害するもので、憲法 32 条の国民の基本的人権である裁判を受ける権利の侵害である。

年金受給者は、年金が唯一の収入であり、年金引下げは命を削られるに等しいものです。だからこそ、年金 1% 引下げの取り消しを求めて訴えたのです。再審査請求の裁決書には「・・・お住まいの地域の地方裁判所に提起することができる」となっています。原告はみな高齢者で、交通費など経済的にも、健康面でも遠距離移動はたいへんな負担であり、地元地方裁判所での裁判を強く求めるものです。

鳥取の原告団は、80 歳から 70 歳代の高齢者です。

鳥取市、倉吉市などに住む、最高齢 85 歳から 70 歳代の高齢者です。鳥取地方裁判所から広島地方裁判所へ移送となれば、原告らの体力や健康状態、交通費の負担は大変なものです。たとえば広島まで片道 9,120 円から 12,360 円で、少ない年金生活での経済的負担は実態を無視したものであり、公判への出席、傍聴など訴訟参加を著しく困難にするものです。これは憲法 32 条に保護された裁判を受ける権利に制約を加える不当な申し立てと言わざるを得ません。

また、徳島の原告は、87 歳から 60 歳で徳島から高松地方裁判所へ移送されれば原告らの体力や健康状態、交通費の負担等から見ても明らかに裁判の妨害と言わざるを得ません。

厚労省は、裁判を受ける権利を保障するため、ただちに移送申し立てを取り下げを強く求めます。

2015年7月1日

全日本年金者組合 7.1 抗議集会